

平成10年12月16日

平成11年度の税制改正に関する答申

税制調査会

一 平成10年度の税制改正に関する答申後の経緯

1 平成10年(度)の特別減税

昨年末、当調査会は経済社会の構造改革への対応等の観点から、法人税制、金融関係税制、土地税制を含め幅広い課題について答申をとりまとめました。その直後、個人所得課税(所得税及び個人住民税)について2兆円の特別減税が決定され、本年2月以降実施に移されました。4月には事業規模が16兆円超の総合経済対策がとりまとめられ、その中で2兆円規模の特別減税が追加されました。この結果、本年(度)は、国・地方あわせて総額4兆円規模の特別減税が実施されています。

特別減税については、昨年秋のアジアの経済危機や金融システムの動揺、雇用不安等を背景に経済情勢が急速に悪化し、歳出面、金融面を含む総合的な施策が講じられる中、税制面でも緊急の措置が講じられたものとして評価ができるのではないかの意見、日本の国際的な地位に鑑み、アジア諸国あるいは世界経済全体にとっても極めて重要なものであるとの意見等がありました。

一方、現在の消費不振は、可処分所得の不足というよりもむしろ将来への不安が要因となっていると考えられ、減税の消費刺激効果は必ずしも期待できないのではないかなどの意見がありました。

また、本年(度)の特別減税は定額方式で行われました。これは、減税をできるだけ早く実施するため、1年限りの臨時異例の措置として採られたものです。その結果、国際的にみても高いわが国の課税最低限は、平成10年(度)分について、更に大幅に引き上げられるなど所得税制に大きな歪みが生じたことは否めないと考えます。

(注) 定額方式による減税

通常の計算により算出された税額から、世帯人員に応じ一定額を控除する方式による減税。

…中略…

4 6兆円超の恒久的な減税

新内閣発足後、本年8月の総理の所信表明演説において、「税制については、わが国の将来を見据えたより望ましい制度の構築に向け、抜本的な見直しを展望しつつ、景気に最大配慮して、6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施いたします。個人所得課税につきましては、国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、所得税と住民税を合わせた税率の最高水準を50%に引き下げます。景気の現状に照らし、課税最低限は引き下げる環境にないと考えており、減税規模は4兆円を目標とします。法人課税につきましては、わが国企業が国際社会の中で十分競争力が発揮できるよう、総合的な検討を行い、実効税率を40%程度に引き下げます。所得課税の改正は来年1月以降、法人課税の改正は平成11年度以降、それぞれ実施することとし、関連法案を次の通常国会に提出するよう準備を進めます」とされました。その後の国会審議の際に、これらの減税は1年限りの特別減税と異なり期限の定めのない「恒久的」なものとする^{こと}、個人所得課税の減税は最高税率の引下げに中堅所得者層に配慮した定率減税を組み合わせて行うこと、平成11年度税制改正においては、個人所得課税の諸控除等の課税ベースの見直しや法人事業税の外形標準課税の導入は見送ることなどが明らかにされました。

これらの減税を平成11年度税制改正において実施することにより、消費や投資など内需が低迷し極めて厳しい経済状況にある中で、金融システム安定化策や雇用対策等の一連の施策と相まって、冷え込んだ家計や企業のマインドに好影響をもたらすことが期待されます。

また、以上のような恒久的な減税に対しては、現在の不況は構造改革の遅れや将来への不安からの消費低迷、投資意欲の後退が大きな要因であり、減税の景気刺激効果には疑問があるとの意見がありました。

(注) 定率方式による減税

通常の計算により算出された税額から一定割合を控除する方式による減税。